

排気量によってプレートの色が異なります



50cc以下(白)

90cc以下(黄)

125cc以下(桃)

希望番号についてのよくある質問

交付についての質問などがありましたので一部掲載します。手続き時の参考にしてください。

❓ 希望番号の指定ができるのは11月1日(日)だけですか？

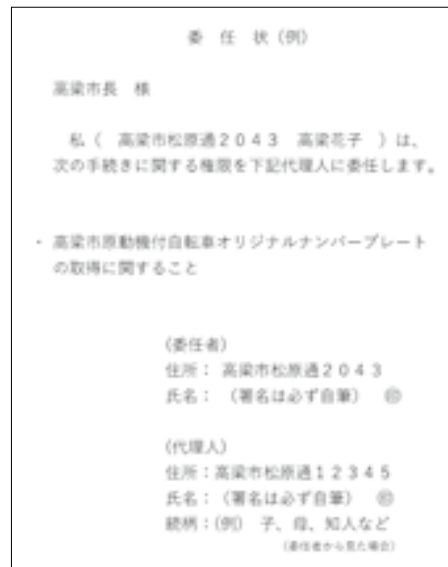
ⓐ 1日のみに限定して行います。希望番号登録制にする場合、全てのナンバープレートが本庁保管となり、4地域局での即日交付ができなくなるためです。

❓ 手続きにお金がかかりますか？

ⓐ 登録、交付にお金はかかりません。

❓ 知人に代理をお願いする場合、委任状はどのようなものが必要ですか？

ⓐ 事前に市役所で様式をお渡ししていますが、下の画像(委任状様式の例)などを参考にして、ご自分で作成したものでかまいません。なお、代理人ができる手続きは、番号の指定のみです。ただし、同居の親族、または車両販売店が代理人となる場合は、ナンバープレートの交付も可能です。



委任状様式の例

❓ 11月1日(日)は、先着順での番号指定はできますか？

ⓐ 午前9時30分以降に来庁した人は先着順です。ただし、午前9時～9時30分に来庁した人は先着順ではありませんのでご注意ください。詳しくはP12の「受け付け・交付方法」をご覧ください。

❓ 指定した番号を、他の番号に変更できますか？

ⓐ 一度指定した番号は、変更できません。

❓ 原付バイクを持っていなくても、ナンバープレートだけを取得できますか？

ⓐ ナンバープレートの交付は、市内に定置場があり車両を所有する人のみです。

❓ 番号の指定をしても、引換日までに車両を準備できなかった場合はどうなりますか？

ⓐ ナンバープレートの引き換えは11月13日(金)までのため、指定した番号は無効となります。

❓ 指定した番号を親族や知人に譲ることはできますか？

ⓐ 譲渡はできません。

❓ 50ccと90ccのバイクを所有しています。2台とも番号の指定ができますか？

ⓐ 複数台所有していても番号の指定は1人1つまでです。なお、番号の指定はできませんが、2台目以降もオリジナルナンバープレートをご利用いただけるので、11月2日(月)以降、手続きをしてください。

原動機付自転車オリジナルナンバープレートの交付開始

☎ 税務課 ☎ (21) 0214

11月1日(日)から「備中松山城猫城主さんじゅーろー」をモチーフにしたオリジナルナンバープレートの交付を開始します。

初日(11月1日)に限り、市役所本庁で、希望番号を指定できます。11月2日(月)以降は番号順に交付し、地域局では11月4日(水)から交付を開始します。

11月1日(日)に手続きをした人には、「さんじゅーろーストラップ」をプレゼント！
(数量限定)



希望番号登録(希望する番号を1人1つ指定できます)

日時 11月1日(日) 午前9時～正午

場所 市役所1階市民ホール

条件 次の①～④の全てを満たす人

①市内に定置場がある ②市税に滞納がない ③取得した番号の権限を譲渡しない

④11月1日(日)の午前9時～正午の間に受け付けと手続きができる

※代理人による手続きには委任状が必要で、番号指定のみ可能です。(代理人が同居の親族か車両の販売店の場合はナンバープレートの交付も可能)

交付番号 50cc…1～1700番、90cc…1～100番、125cc…1～200番

受け付け・交付方法

①整理券を午前9時～9時30分に配布します。締め切り後、整理券「1番」の人からくじを引く、若い番号を引いた人から順番に希望番号を指定し、交付手続きを行います。

②午前9時30分以降に来庁する人は、①が終了次第、先着順に希望番号を指定し、交付手続きを行います。

③代理人手続きのため希望番号の指定のみになった人は、当日に配布する引換券を持参し、2日(月)～13日(金)の開庁日に、税務課で新規登録、または現行ナンバープレートとの交換により登録を行ってください。(登録は、本人か同居の親族、または車両の販売店のみ可能です)

※オリジナルナンバープレート専用の交付申請書があります。税務課または各地域局までお問い合わせください。

交付に必要なもの ※運転免許証や被保険者証などの本人確認書類はすべての手続きに必要です

手続き	持参するもの
新規登録(購入)	認印(新所有者、新使用者)、販売証明書
新規登録(譲渡)	認印(新所有者、新使用者)、譲渡証明書(旧所有者の署名・押印が必要)
新規登録(転入)	認印(新所有者、新使用者)、旧市町村の廃車を証明する書類(廃車証明書など)、※未廃車の場合は、ナンバープレートと標識交付証明書(交付は2日以降)
ナンバープレートの交換	認印(所有者、使用者)、現行のナンバープレート、現行の標識交付証明書

注意事項

①オリジナルナンバープレートの交付は、1車両につき1回のみです。紛失や破損などによる再交付や、名義人変更などによる同一車両に対する2回目の交付は行いません。②希望番号の電話予約や決定後の変更はできません。③11月13日(金)までに交付手続きをしなかった場合、指定番号の権利は無効となります。④申請に虚偽などの不正行為があった場合は、希望番号プレートを返却していただきます。

※登録番号の変更に伴い、自賠責保険などの変更手続きが必要になります。自賠責保険加入ステッカーの再交付などを事前にできる場合がありますので、ご加入の保険会社にお問い合わせください。